

---

令和元年大和町議会 5月随時会議会議録

---

令和元年5月15日(水曜日)

---

応招議員(17名)

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君  |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君  |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君  |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 欠員     |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君  |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀啓君  |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君  |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君  |

---

出席議員（17名）

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君  |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君  |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君  |
| 4番 | 馬場良勝君 | 14番 | 高平聡雄君  |
| 5番 | 槻田雅之君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 16番 | 大須賀啓君  |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 17番 | 中川久男君  |
| 8番 | 千坂裕春君 | 18番 | 馬場久雄君  |
| 9番 | 浅野俊彦君 |     |        |

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|                  |           |                        |             |
|------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 町 長              | 浅 野 元 君   | 農林振興課長<br>兼農業委員会事務局長   | 遠 藤 秀 一 君   |
| 副 町 長            | 浅 野 喜 高 君 | 商工観光課長                 | 文 屋 隆 義 君   |
| 教 育 長            | 上 野 忠 弘 君 | 都市建設課長                 | 江 本 篤 夫 君   |
| 総 務 課 長          | 後 藤 良 春 君 | 上下水道課長                 | 蜂 谷 俊 一 君   |
| まちづくり<br>政 策 課 長 | 千 葉 正 義 君 | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 三 浦 伸 博 君   |
| 財 政 課 長          | 千 坂 俊 範 君 | 教育総務課長                 | 櫻 井 和 彦 君   |
| 税 務 課 長          | 千 葉 喜 一 君 | 生涯学習課長                 | 瀬 戸 正 昭 君   |
| 町民生活課長           | 村 田 良 昭 君 | 総 務 課<br>危機対策室長        | 蜂 谷 祐 士 君   |
| 子育て支援<br>課 長     | 小 野 政 則 君 | 税 務 課<br>徴収対策室長        | 遠 藤 眞 起 子 君 |
| 福 祉 課 長          | 吉 川 裕 幸 君 | 公 民 館 長                | 阿 部 昭 子 君   |
| 健康支援課長           | 櫻 井 修 一 君 |                        |             |

事務局出席者

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 浅 野 義 則 | 議事庶務係長 | 本 木 祐 二 |
| 主 任    | 渡 邊 直 人 |        |         |

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午後2時01分 開 会

議 長 (馬場久雄君)

それでは、ただいまから令和元年大和町議会5月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野善行君及び11番藤巻博史君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

---

日程第3「報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

日程第4「報告第5号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例）」

日程第5「報告第6号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

日程第6「報告第7号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第7「報告第8号 専決処分の報告について（平成30年度大和町一般会計補正予算）」

日程第8「報告第9号 専決処分の報告について（平成30年度大和町水道事業会計補正予算）」

日程第9「報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に  
ついて）」

議長（馬場久雄君）

日程第3、報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）から日程第9、報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分するものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名は、平成30年9月4日に開催の平成30年度大和町議会9月定例会議において議案第64号により議決を得た「平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備工事」。

2. 金額の変更は、議決を得た契約金額4,946万4,000円、変更後の契約金額4,966万7,040円、契約金額の増額20万3,040円。

3. 変更の理由。杜の丘2号公園西側に計画しておりました転落防止柵につきまして、当初白色系で設置する計画でございましたが、周囲の景観等を含めまして再度検討しました結果、茶系の擬木柵に変更するもの。そのほか、現場出来高の精査によりまして工事費を増額したものでございます。

平成31年3月19日。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり平成31年3月29日に専決処分したものでございます。

4ページをお願いいたします。恐れ入りますが、別冊となっております条例議案説明資料1ページ、報告第5号関係の新旧対照表もあわせてお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、3月定例会議中に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご説明を申し上げました平成31年度税制改正大綱に沿った改正でございます。平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布され、一部の規定を除き4月1日から施行がされたところでありまして、平成31年度課税に支障のないように対応いたすために改正いたしましたものでございます。

また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等、その他準則にのっとり今回の一部改正の専決処分をさせていただいたところであります。

また、元号につきましては、改元前の元号となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

法の一部改正によります施行期日の関係から、本条例においては6つの条に分けた形での改正となり、主な改正点といたしましては、寄附金及び住宅ローン控除の改正、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置について、3つ目は自動車の

グリーン化特例の大幅見直し、4つ目は需要平準化対策に係ります軽自動車の環境性能割の臨時的軽減を定めるもの、そしてエコカー減税の軽減割合等の見直しの改正となるものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず、第1条による改正でございます。

初めに、第34条の7の改正につきましては、ふるさと納税制度の見直しによります特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものでありまして、第2項につきましては引用条項の改正を行ったものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

2ページにかかります第7条の3の2につきましては、住宅ローン控除の改正によりまして控除の対象の期間が2年間延長されるものでありまして、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止に伴いまして第2項を削除いたしまして、「第3項」を「第2項」と改正するものでございます。

第7条の4につきましては、本則第34条の7の改正に伴いまして引用条項の改正を行うもの、3ページの第9条から第9条の2につきましても本則第34条の7、ふるさと納税制度の見直しに伴います申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備にあわせまして文言の整理を行うものでございます。

次に、4ページでございます。第10条の2の第5項から5ページの第26項までにつきましては、わがまち特例における固定資産税の特例措置の条例で定める割合の条項の改正に伴いまして引用条項の改正を行うものでございます。

第10条の3は、第6項に高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用の規定を新たに加えることによりまして、政令改正等にあわせて引用条項の改正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。第10条の4は、平成28年熊本地震に係ります固定資産税の特例の適用規定を新たに加えるものでございます。

9ページでございます。第12条の2につきましては、用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置を3年間延長するものでございます。

9ページから12ページにかかります第16条の改正につきましては、グリーン化特例について、3段階で改正する内容の第1段階について改正するものでありまして、軽自動車の初年度登録から14年を経過した重課税分を、平成31年度に限ったものとしまして、平成29年度分の軽減課税を定めた第2項から第4項を削除するものでありまして、「第5項」を「第2項」、「第6項」を「第3項」、「第7項」を「第4



項」に改正するものでございます。

12ページの第16条の2につきましては、第16条の改正に伴います引用条項の改正で  
ございます。

第22条の第3項及び第4項につきましては、東日本大震災に係ります固定資産税の  
特例の適用に係る申告要件等の文言の追加等の整備を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。次に、第2条による改正でございます。

第36条の2につきましては、町民税の申告についてを改正するものでございまして、  
第7項に申告記載事項の簡素化を追加することによりまして、旧7項以降を繰り下げ  
するものでございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、個人住民税の非課税措置の拡  
大に伴い、給与所得者及び公的年金受給者に単身児童扶養者の扶養親族申告書の記載  
事項を追加し、引用条項を改正するものでございます。

15ページでございます。第36条の4につきましては、36条の2の改正に伴います引  
用条項及び文言の整備を行うものでございます。

次に、16ページでございます。16ページは附則の改正でございます。

第16条につきましては、自動車のグリーン化特例について3段階で改正するうちの  
第2段階を規定するものでありまして、重課税分の規定を整備し、平成32年、33年度  
の軽減分の規定を新設するものでございます。

次の第16条の2につきましては、第16条の改正に伴い、3段階で改正するうちの第  
2段階の規定を定めるものでございます。

19ページになります。次は、第3条によりまして改正でございます。

第24条の改正につきましては、個人住民税の非課税範囲の拡大による単身児童扶養  
者の非課税措置の対象への追加をするものでございます。寡婦控除の拡大を規定した  
ものでございます。

続いて、附則の改正でございます。第16条につきましては、グリーン化特例につい  
て3段階で改正するうちの第3段階の分を規定するものでございまして、平成34年、  
平成35年度の軽減化規定の対象を電気自動車等に限定した上で新設するものでござい  
ます。

次の第16条の2につきましては、16条の改正による引用条項を改めるものでござい  
ます。

21ページをお願いいたします。第4条による改正でございます。

第4条の改正につきましては、平成28年3月31日公布の条例第21号の大和町税条例

等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、22ページにかかります第1条の2につきましては文言の整備を、第2項につきましては軽減判定基準の整備を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。第5条による改正でございます。

第16条の2の2の2につきましては、環境性能割の賦課徴収の特例を規定するものでございまして、環境性能割の賦課徴収につきましては県が行うものでございます。

第16条の2の3につきましては環境性能割の減免の特例、第16条の2の4は環境性能割の申告納付の特例、16条の2の5は環境性能割に係る徴収取扱費の交付について、第16条の2の6につきましては、環境性能割の税率を1%減らす臨時的軽減の規定の整備を行うものでございます。

25ページをお願いいたします。第6条による改正でございます。

第1条といたしまして、大和町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大和町条例第15号）の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴います申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合についての規定の整備を行うものでございます。

それでは、議案書の16ページにお戻りをお願いいたします。

附則でございます。第1条は施行期日でございます。この条例は原則、平成31年4月1日から施行するものでございますが、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものでございます。

初めに第1号につきましては、寄附金税額控除等の特例でございます。寄附金税額控除等の特例の規定につきましては、平成31年6月1日から施行するものでございます。

第2号の軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、平成31年10月1日から施行するものでございます。

第3号の住民税の申告書記載事項の簡素化の規定につきましては、平成32年1月1日からの施行となるものでございます。

第4号は、ひとり親の住民税非課税についてでございまして、平成33年1月1日から施行するものでございます。

第5号の軽自動車税の種別割の税率の特例等の規定につきましては、平成33年4月1日からの施行とするものでございます。

第2項の附則第12条の2につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、19ページにかかります第2条から第8条までにつきましては、町民税に関する経過措置に係る規定でございまして、各条項に基づき適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。

報告第6号、同じく専決処分の報告についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたもので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり平成31年3月29日、専決処分いたしましたものでございます。

議案書21ページをお願いいたします。あわせて、条例議案説明資料の28ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、先ほどの税条例と同様、平成31年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正による引用条項の整備などに伴う改正でございます。

新旧対照表の28ページをお願いいたします。

改正後の附則第2項から附則第17項につきましては、法附則第15条によります固定資産税等の課税標準の特例の法の改正によります引用条項の改正及び項番号の繰り上げとなるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、議案書の21ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第3項につきましては、経過措置を規定したものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告についてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり平成31年3月29日に専決処分いたしましたものでございます。

議案書の23ページをお願いいたします。あわせて、条例議案説明資料の29ページでご説明をさせていただきます。条例議案説明資料の29ページでございます。報告第7号関係、大和町国民健康保険税条例新旧対照表でございます。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険税に係ります平成31年度の税制改正に伴います改正でございます。

第2条第2項の改正につきましては、基礎課税額に係ります限度額を現行の「58万円」から3万円引き上げ、「61万円」とするものでございます。この額を引用いたします第23条の改正につきましても、同様に引き上げるものでございます。

次のページの第23条第2号の改正につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「27万5,000円」から「28万円」に、同条第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯につきましても同様に、現行の「50万円」から「51万円」に引き上げ、軽減の対象となる世帯の範囲が広がるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、23ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項、施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置につきましては、改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

議案書の24ページをお願いいたします。あわせて、別冊の平成30年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書(専決第1号)と記載の資料も準備をお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年度大和町一般会計補正予算に

ついて、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

ページの中ほど、専決処分のとおりでございまして、専決処分の日は平成31年3月29日でございます。

25ページをお願いいたします。

平成30年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正予算でございまして、歳入歳出それぞれ2億5,030万円を減額いたしまして、予算の総額を113億7,014万9,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書26から28ページ、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

29ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」は変更でございます。事業費の確定によりまして、水道会計出資金の限度額を650万円から570万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従来のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第1号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、1項町民税、2目法人、1節現年課税分につきましては、収納の状況によりまして4億4,705万4,000円を追加計上するものでございます。

2款地方譲与税から4ページの10款地方特例交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして増減の措置をいたしたものでございます。10項目の合計では1,285万4,000円の減額となるものでございます。

4ページ、11款地方交付税につきましては、額の確定による増額でございますが、特別交付税、震災復興特別交付税とも増額で、合わせまして1億4,515万3,000円を追加措置いたすものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費の確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

4目農林水産業費国庫補助金につきましては、事業費の確定見込みによりまして、放射性物質汚染廃棄物処理事業費を減額いたすものでございます。

7目教育費国庫補助金につきましては、事業費の確定見込み及び国からの交付決定によりまして、1節教育総務費補助金の被災者支援総合交付金、2節小学校費補助金

の要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、3節中学校費補助金では、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、それぞれ減額をいたすものでございます。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金につきましては、市町村消費者行政活性化事業費の確定による減額でございます。

4目農林水産業費県補助金につきましては、事業費の確定によりまして、伊達いわな販路拡大支援事業費を減額いたすものでございます。

8目災害復旧費県補助金につきましては、被災児童生徒就学支援等事業補助金の事業費確定による減額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金につきましては、4節統計調査費委託金が各種統計調査に係る経費の確定によります減額でございます。

5節選挙費委託金は、各種事務委託金を計上いたすものでございます。

3目教育費委託金につきましては、1節学校教育費委託金が事業費の確定による減額でございます。

6ページをお願いいたします。

18款寄附金、1項1目総務費寄附金につきましては、1件の寄附があったもの、3目教育費寄附金につきましては、学校教育振興に係る寄附金があったもの、4目ふるさと寄附金につきましては、前回の補正後の寄附金につきまして追加措置をしたものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源の調整の結果、全額を戻し入れることとしたものでございます。

21款諸収入、5項雑入、3目雑入につきましては、県市町村振興協会からの地域振興事業助成金を計上いたしたものでございます。

22款町債につきましては、議案のところでご説明申し上げました水道会計出資金の変更によりまして減額となったものでございます。

歳入につきましては以上となります。よろしく願いをいたします。

引き続き、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、歳入の財源調整でございます。

続きまして、3目財政管理費でございますが、8節報償費は、ふるさと寄附への返礼品につきまして実績により減額をいたすものでございます。

11節需用費につきましては、消耗品の実績で減額をいたすものでございます。

12節役務費につきましても、返礼品の配送料、ポータルサイトの広告料、クレジットカード決済手数料等の実績によりまして減額をいたすものでございます。

25節積立金は、返礼等の経費を控除した寄附金のふるさと応援基金への積み立てを追加措置したものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、次に7目電子計算費でございます。これにつきましても、国庫補助金の額の確定によるものでございます。

12目消費者行政推進事業費につきましても、県補助金の額が確定したものでございます。

次に、2款4項1目選挙管理委員会費でございます。これも県選挙委託金が確定したものでございます。

同5項統計調査費、1目統計調査費でございます。これにつきましても、県統計調査委託金の額が確定したものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計への出資金で、宮床1号配水池耐震補強工事の事業確定見込みにより減額をするものであります。

以上であります。よろしく願います。

議 長 (馬場久雄君)

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

続きまして、8ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費につきましては、国庫財源の確定に伴います財源の組み替えによるものでございます。

同じく、3項水産業費、1目水産業振興費につきましても、県補助金の確定によります財源の組み替えでございます。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、9款教育費でございます。

1項2目事務局費でございますが、8節の報償費、9節旅費、11節需用費につきまして、確かな学びプロジェクト事業及び学び支援コーディネーター等配置事業の精算に伴います減額の補正でございます。

25節積立金につきましては、寄附金を学校教育振興基金に積み立てたものでございます。

続きまして、2項小学校費、2目教育振興費でございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の精算によります減額でございます。

次に、3目施設整備費でございます。15節工事請負費でございます。令和元年度に繰り越しをいたしております小学校空調設備整備工事契約に伴います減額でございます。

9ページをお願いいたします。

3項中学校費、2目教育振興費でございます。20節扶助費でございます。要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の精算に伴います減額でございます。

次に、3目施設整備費でございます。15節工事請負費でございます。令和元年度に繰り越しをいたしております中学校の空調設備整備工事契約に伴います減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。



議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書のほうをお願いしたいと思います。議案書30ページでございます。

報告第9号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年度大和町水道事業会計補正予算について、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

下段、専決処分書のとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、平成31年3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

31ページをお願いします。

平成30年度大和町水道事業会計補正予算（専決第1号）であります。

総則。第1条、平成30年度大和町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

資本的収入。第2条、予算第4条本文括弧書き中「2億8,477万8,000円」を「2億8,557万8,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億8,477万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億8,557万8,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款資本的収入を80万円減額し、合計を7,658万8,000円に、第2項出資金についても同額を減額し、合計を2,761万9,000円とするものでございます。

詳細については、事項別明細書13ページをお願いしたいと思います。

平成30年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書の内訳書でございます。

資本的収入の収入となります。

1款資本的収入、2項出資金、1目出資金であります。備考に記載のとおり、宮床1号配水池耐震補強工事の事業確定に伴いまして一般会計からの出資金を減額するものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書32ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

33ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名は、平成30年11月7日開催の平成30年大和町議会11月随時会議において議案第67号により議決を得た「平成30年度子育て支援住宅造成工事（鶴巣地区）」。

2. 金額の変更は、議決を得た契約金額6,696万円、変更後の契約金額6,793万7,400円、契約金額の増額97万7,400円。

3. 変更の理由としまして、テレビ受信調査を実施した結果、受信困難地域であることが判明したことによりまして、共同受信施設工事を増工するものでございます。また、あわせまして、敷地内排水路と町道に敷設されております既設側溝に段差が生じ、通行の支障となりますことから、側溝の敷設工事を行うものでございます。

平成31年4月18日。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第4号から報告第10号までを終わります。

---

日程第10「議案第46号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第10、議案第46号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、議案書34ページをお願いいたします。

議案第46号でございます。

大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料31ページ、新旧対照表をお願いいたします。

附則中「第14項」を「第16項」とし、第13項の次に次の2項を加えるものでございます。

第14項、町長の受ける給料は、令和元年6月分及び7月分に係るものに限り、第2条の規定にかかわらず、別表町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とするものでございます。

第15項、副町長及び教育長の受ける給料は、令和元年6月分に係るものに限り、第2条の規定にかかわらず、別表副町長及び教育長の項に掲げる月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とするものでございます。

議案書34ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

以上で、議案第46号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第47号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第11、議案第47号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

議案書35ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）と記載されています資料もお願いをいたします。

議案第47号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条につきましては予算の名称でございますが、改元に伴います元号による年表示につきましては、国の取り扱いに準じまして、「平成31年度一般会計予算」を「令和元年度一般会計予算」とするものでございます。

なお、特別会計等におきましても、改元日以降、最初の補正予算で明示していく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

第2条につきましては歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,751万円を追加いたしまして、予算額を111億5,809万9,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、36ページ第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書をお願いいたします。

3ページでございます。

初めに歳入でございます。21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰り越しでございます。財源調整といたしまして1,751万円を計上いたすものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

同じく3ページでございます。

歳出につきましては、5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金1,751万円でございますが、去る5月10日に全員協議会でご説明いたしましたとおり、有害鳥獣対策としてイノシシ対策の経費といたしまして、町有害鳥獣被害対策協議会に対します弾丸代、車両借り上げ、捕獲前の事前研修に対します負担金として174万4,000円でございます。

また、補助金といたしまして、各地区の鳥獣被害対策協議会が設置いたしましたイノシシ被害防止柵157.66キロメートルに対します補助金といたしまして、1,576万6,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第47号 令和元年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年大和町議会5月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後2時54分 閉 会